

一 委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に關すること。

(事故調査官)

第二章 運輸安全委

委員会の所掌に属する国際関係事務に關す

三 事故等調査に関する国際機関及び外国の行

3 国際渉外室に、室長を置く。

委員会の保有する情報の公開に関する二

ことと

委員会の所掌に係る経費及び収入の予算

すること。

二 事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道

三 航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこ

企画官は 命を受けて 総務課の所掌事務に

事故調査情報技術企画官は、参事官の一つかさ

図るための関係機関との連絡調整その他の措置

委員会の事務局に、次席航空事故調査官

及び航空事故の兆候に関する調査に関する事

三事女間査官の事務を整理する。命を受けて、沙周船

第五条 委員会の事務局に、次席鉄道事故調査官

務の管理に関し、首席鉄道事故調査官を補佐す

四人及び統括船舶事故調査官五人を置く。

(次席地方事故調査官及び統括地方事故調査官)

調査官を補佐する。

おりとする。

る。

二五人以上の死亡者又は行方不明者が発生し

抗海をいふ。こに従事する俗伯（総卜／數五

又、正二首告、
是行万不用首、
三、二

四 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼ

六 前各号に掲げるもののほか、次のイからハ

船舶事故等の防止及び船舶事故が発生し

(施行期日)

る。

省令第三五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行

附具（令和三年三月三十一日国土交通省令第25号）

る。

る。

この省令は、令和六年四月一日から施行す

项目	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
----	---

項 区 域	一 北 海 道	青 森 県	岩 手 県	宮 城 県	秋 田 県
	山 形 県	福 島 県	茨 城 県	栃 木 県	群 馬 県
	埼 玉 県	千 葉 県	東 京 都	神 奈 川 県	新 潟 県

山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	三重県と和歌山県との新宮川口における境界（北緯三十三度四十三分二十五秒東経百三十六度四十一秒）を通過する子午線（以下「イ線」という。）以東の領海（二の項の区域を除く。）及び新潟県と富山県との海岸境界（北緯三十六度五十八分五十一秒東経百三十七度三十八分十九秒）から零度に五十海里引きその北端から二百九十五度に北朝鮮の海岸まで引いた線（以下「ロ線」という。）以東の領海 イ線以東で西経七十度の子午線（以下「ハ線」という。）以西の国外の水域（二の項の区域を除く。）	二富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県	ロ線及び兵庫県と鳥取県との海岸境界（汐吹埼）から零度にロ線まで引いた線（以下「ニ線」という。）以内の領海 イ線以西の領海（三の項、四の項の区域を除く。） ロ線及びニ線以内の国外の水域 イ線以西でハ線以東の国外の水域並びにこれに接続する河川及び湖（三の項、四の項の区域を除く。） ハ線以西の大西洋、メキシコ湾及びカリブ海並びにこれらに接続する河川	三鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下 松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島 郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域に限る。） 香川 県 愛媛県	ロ線、ニ線及び島根県と山口県との海岸境界（北緯三十四度四十分五十二秒東経百三十一度四十一分二十一秒）から零度にロ線まで引いた線（以下「ホ線」という。）以内の領海 岡山県と兵庫県との海岸境界（真尾鼻）から網埼に至り網埼から香川県と徳島県との海岸境界（北緯三十四度十二分三十二秒東経百三十四度二十六分三十秒）まで引いた線（以下「ヘ線」という。）、防府市と周南市との海岸境界（赤埼）から野島の西端及び速吸瀬戸の高島の東端を経て水ノ子島灯台に至り同灯台から百八十度に北緯二十三度まで引いた線（以下「ト線」という。）並びに愛媛県と高知県との海岸境界（北緯三十二度五十五分三十二秒東経百三十二度三十九分二十一秒）から二百
----------------------------	--	---	--	--	---

四十度にト線まで引いた線（以下「チ線」という。）以内の領海 ロ線、ニ線及びホ線以内の国外の水域	四山口県（三の項の区域を除く。） 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 ロ線、ホ線、ト線、ニ線の南端から二百七十度に東経百二十二度三十分まで引きその西端から零度に北緯二十六度まで引いた線（以下「リ線」という。）、リ線の北端から二百七十度に中華人民共和国の海岸まで引いた線（以下「ヌ線」という。）以内の領海 ロ線、ホ線、ト線、リ線及びヌ線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川
--	--